

第1節 復帰前の米軍基地問題

1 焦土の中の全島基地化

ア 沖縄戦

昭和20年3月26日（1945年）の米軍の慶良間列島上陸に始まった沖縄戦は、太平洋戦争の最後の決戦であり、国内唯一の住民を巻き込む地上戦であった。圧倒的な軍備力を誇る米軍の前に、日本軍は本土防衛の準備が完了するまで、敵の攻撃を持ちこたえるための捨て身の作戦を展開し、「鉄の暴風」と呼ばれるような最も激烈悲惨な戦闘が行われた。沖縄戦は、昭和20年6月23日、日本軍の組織的な抵抗が終わり事実上終了するが、この激しい戦闘により失われた人命は一般住民を含め20万人余に及び、その他生産施設や貴重な文化遺産など地上の全てのものが破壊され、沖縄は文字どおり焦土と化した。

戦後半世紀たった現在でも、不発弾の処理、遺骨収集など、県民は今なお戦争の傷跡を負っている。

イ 米軍占領と基地構築

昭和20年4月1日（1945年）に沖縄本島への上陸を果たした米軍は、まもなく読谷村字比謝に米国海軍軍政府を設置し、直ちにいわゆる『ニミッツ布告』を公布し、いち早く南西諸島とその周辺海域を占領地域と定め、日本の司法権、行政権の行使を停止し、軍政を施行することを宣言した。

沖縄を占領した米軍は、住民を一定の地区に設置した捕虜収容所に強制収容し、その間に旧日本軍用地跡及び民有地を問わず、沖縄全域をその直接支配下に置いて、いわゆる「軍用地」として囲い込み、基地の建設を進める一方で、米軍にとって不要となった地域を住民に開放し、居住地及び農耕地として割り当てていった。

沖縄における米軍基地は、占領当初においては、軍事的に真空状態となった日本本土を防衛するための前進基地として、また、日本の軍国主義復活に対しては、沖縄の軍隊を派遣して鎮圧する監視基地としての役割を果たしていたが、米国の極東政策上特に重要な基地としての認識はされていなかった。

しかし、昭和24年（1949年）以降における中華人民共和国の成立、朝鮮戦争の勃発等、極東における国際情勢の変化は米国の極東政策の転換を余儀なくし、沖縄の基地は自由主義陣営の拠点基地「太平洋の要石」と呼ばれるようになり、その戦略的価値が再び認識されるようになった。

そのため、米軍は沖縄の基地の長期保有方針を打ち出すとともに、大規模な軍事基地の建設を開始した。また、米軍は沖縄基地の恒久化を摩擦なく行うため、従来の場合当たりの統治を根本的に変更し、経済の復興と統治の民主化を軸とするいわゆる『シーツ政策』を実施していった。これは住民の不満を緩和することにより、基地の安定化と恒久化を図ることを狙いとしていた。

米軍の占領は、沖縄本島を中心とした激しい戦闘の末に確立され、この軍事占領がそのまま戦闘行為終了後の軍用地の使用、接管に引き継がれていった。米軍は、このような戦場または占領地の継続状態としての軍用地の使用は、国際法上当然に与えられた権利であるとし、その根拠として『陸戦の法規慣例に関する条約（ヘーグ陸戦法規）』をあげ、何らの法制上の措置を必要としないとしていた。したがって、占領当初の軍用地に対してはもちろんのこと、その後の新規接管地に対しても軍用地料の支払いをせず、無償のまま使用が続けられていた。

2 土地接管と島ぐるみ闘争

ア 軍用地の法的根拠づけのための施策

昭和27年4月28日（1952年）、『対日平和条約』の発効により、日米間の戦争状態は終了し、日本は独立国としての主権を回復することになるが、その代償として、日本の固有の領土である沖縄

は同条約第3条により日本本土から分断され、米国の施政下におかれた。一方で、同条約の発効により、米軍の占領状態が終了し、従来の『ヘーグ陸戦法規に関する条約』を根拠とする軍用地の使用権原も当然その法的根拠を失うこととなった。

講和後も引き続き沖縄の軍事基地を確保する必要があった米軍としては、たとえ平和条約第3条により施政権者たる地位を与えられたとしても、土地所有者との契約によるか、または、強制使用手続きのいずれかにより、軍用地の使用権原を新たに取得するための法的措置が必要であった。

そのため米軍は、既接收地の使用権原と新規接收を根拠づける布令を次々と発布し、軍用地使用についての法的追認を行うとともに、同時に新たな土地接收を強行していった。まず米軍は、昭和27年11月1日（1952年）に布令91号『契約権』を公布し、賃貸借契約による既接收地の継続使用を図ったが、契約期間が20年と長期のうえ軍用地料が低額であったため、契約に応じた地主はほとんどなく、米軍の使用権原の取得は失敗に終わった。なお、同布令では、琉球政府行政主席と土地所有者との間で契約を締結し、米軍に転貸することになっていた。

次いで、米軍は昭和28年4月3日（1953年）、土地を軍用地として使用するための強制収用手続きを定めた布令109号『土地収用令』を公布した。布令91号で失敗に終わった契約による使用権原を、強制的に取得するためのものであった。同布令によると、米軍が土地を使用する場合はまず契約によるものとするが、それが不成功に終わったときは、あらかじめ地主に対し収用の告知をし、地主は30日以内に受諾するか拒否するかを決めることはできたが、地主が拒否した場合にも米軍は一方的に収用宣告書を発することによって、使用権原を強制的に取得することができたのであった。

この布令109号は、本来既接收地の使用権原を取得することを目的として制定されたものであったが、当時は米軍基地の建設、強化が進められていたため、実際にはもっぱら軍用地の新規接收のみに適用された。

このように、任意契約による既接收地の使用権原取得に失敗し、布令109号も実際には新規接收に対してのみ適用されていたため、既接收地の使用権原については依然として法的根拠を欠いていたことから、米軍は最終的な措置として、昭和28年12月5日（1953年）、布告26号『軍用地域内の不動産の使用に関する補償』を公布した。同布告の中で米軍は、一方的に、「軍用地について、昭和25年7月1日（1950年）または収用の翌日から黙契により賃借権を取得していた」と宣言し、黙契の擬制による既接收地の使用権原の合法化を強行した。これによって、一応、講和後における米軍の土地使用の法的根拠づけの作業は完了することとなった。

イ 銃剣とブルドーザーによる新規接收

既接收地の使用権原及び新規接收の根拠となる法令の整備を終えた米軍は、この時期に那覇市安謝・銘苅地区、宜野湾市伊佐浜、伊江村真謝・西崎地区等の各地において、武装兵の力によって強制的に新規の土地接收を行っていった。このようなやり方は講和前にも例がなく、講和後の収用政策の緩和を期待していた住民に、大きな衝撃を与えた。

このような米軍の態度に対して住民は、各地で米軍の銃剣とブルドーザーの前に座り込むなどの反対闘争を繰り返し、ときには米軍と流血騒ぎを起こすなどの激しい抵抗を示した。

(1) 真和志村（現那覇市）の銘苅、安謝、平野、岡野の例

昭和27年10月16日（1952年）、米国民政府は、同年12月10日までに、同四集落を明け渡すよう収用通告を発したが、立法院は、このような収用権原はないと主張した。そこで米国民政府は、昭和28年4月3日（1953年）に発した布令109号『土地収用令』に基づき、4月10日に収用通告を出し、翌11日の早朝には、米軍武装兵に守られたブルドーザーにより、次々と農地を接收した。

(2) 宜野湾村伊佐浜の例

昭和29年7月（1954年）、米軍は伊佐浜集落の水田に対し、蚊が発生し脳炎を媒介するとの理由で、農耕の禁止を通告した。地元住民や立法院は、蚊の発生という理由に疑問を抱いていたが、

その後、米国民政府は米軍の基地建設にとって必要なマスタープラン地域であるとし、立退きを勧告した。

土地収用を巡り住民と軍が対峙したなかで、昭和30年3月11日（1955年）、一部地域の強制接収が執行され、翌12日には座り込み中の反対住民が強制退去させられた。同時期は、伊江島においても強制接収が行われており、全島各地で抗議集会が開かれていたが、同年7月には、深夜の間に、武装兵を乗せたトラックとブルドーザーがライトを消して包囲し、厳戒態勢の中、土地を接収した。

(3) 伊江村真謝、西崎地区の例

昭和28年7月15日（1953年）、同村真謝、西崎の土地に地上標的を作るとの目的で明渡し通告を行い、翌年6月には工事に着手、住民の家屋を立ち退かせた。さらに8月には、射撃場の拡張を通告。昭和30年3月10日（1955年）、米軍は最後通告を行い、翌11日に杭を打ち始めた。地元住民は中止を嘆願するが、14日にはブルドーザーで家屋や飲料水タンクを次々と破壊し接収した。自分の田畑から閉め出された農民は、乞食姿で沖縄本島を縦断する全島行脚を行うなど社会問題化し、各地に起こった反対闘争の流れの中、後の島ぐるみ闘争へと発展した。

ウ 島ぐるみ闘争

こうした新規の土地接収に対する住民の反対・抵抗運動が高まる中で、軍用地料をめぐる問題が新たな争点としてクローズアップされてきた。

そこで、毎年賃借料を支払う代わりに、土地代金に相当する額を一括して支払う方が得策であるとの観点から、いわゆる一括払いの計画を発表したが、ほとんどの住民から反対され、またこの問題を重視した立法院も昭和29年4月30日（1954年）、「軍用地処理に関する請願決議」を全会一致で採決した。この決議の中で要請された次の四つの項目は、いわゆる『軍用地問題に関する四原則』として、その後の沖縄における基地闘争の基本原則となるものであった。

- (1) 合衆国政府による土地の買い上げ又は永久使用料の一括払いは絶対に行わないこと。
- (2) 使用中の土地については、適正にして完全な補償がなされること。使用料の決定は、住民の合理的算定に基づく請求額に基づいてなされ、かつ、評価及び支払いは一年毎になされること。
- (3) 合衆国軍隊が加えた一切の損害については、住民の要求する適正賠償額を速やかに支払うこと。
- (4) 合衆国軍隊の占有する土地で不要な土地は早急に解放し、かつ新たな土地の収用は絶対に避けること。

この決議の下に、行政府・立法院・市町村長会・軍用地主連合会の四者は「四者協議会」を結成（同年6月に市町村議会議長会が加入し五者協議会となる）し、以後、軍用地問題に対して五者協議会が地主及び県民の代表として、先の四原則を掲げて現地米軍と強力に折衝を重ねていった。しかしながら、この問題は現地米軍の権限を越えるものとして、何らの解決策も見いだすことは出来ず、結局、沖縄の代表をワシントンに派遣して問題の解決に当たることになり、昭和30年5月（1955年）、県民代表が「軍用地問題に関する四原則」を掲げて渡米した。その結果、一括払いの一時的な中止と調査団の沖縄への派遣、土地接収を最小限にすることが決まり、県民代表の渡米をきっかけに、米下院軍事委員会は、昭和30年10月23日から4日間にわたって沖縄県に調査団を派遣し、軍用地問題の全般的な調査を行った。

しかしながら、この調査報告書（『プライス勧告』）は、沖縄の基地の重要性を強調し、沖縄の長期保有の必要性を再確認するとともに、一括払いの妥当性を強調し、新規の土地接収を肯定したものであった。

昭和31年6月（1956年）にプライス勧告が発表されるや県民は一斉に反対運動に立ち上がり、各地で住民大会や四原則貫徹県民大会が開催され、プライス勧告反対闘争は沖縄全域に広がっていった。初めての「島ぐるみ闘争」であった。

こうした中、米軍はオフリミッツ（米軍人・軍属の民間地域への立ち入り禁止）を発令し、外国人相手の営業の多い中部地区住民に経済的な影響を与えるとともに、琉球大学への援助打ち切りを通告するなど、「島ぐるみ闘争」に影響を与えた。

そして、米軍は、プライス勧告に基づく軍用地料の一括払いと新規土地接收は最終方針である旨を発表し、ついに布令164号『米合衆国土地収用令（昭和32年2月23日）（1957年）』を公布して「限定土地保有権」なる権利を設定し、地価相当額の地料の一括払いを実施した。

また、同布令は先に黙契により取得した賃借料をこの「限定付き土地保有権」に切り替えることと、強制収用について規定していたこともあって、米軍は昭和32年5月（1957年）、那覇空港、嘉手納飛行場を始め、さらにはナイキ基地の建設のため読谷村や勝連村、恩納村等14市町村にわたる軍用地について、次々と限定付き土地保有権の収用宣告書を発し、住民の反対を無視して軍用地料の一括払いを行った。そのため地主達は、事実上の米軍の土地の買い上げであり、しかも日本の主権に係る重大問題であるとして、島ぐるみ闘争はますます激化していった。

エ 土地闘争の終結と新土地政策

昭和33年4月（1958年）、高等弁務官の「土地接收計画については、現在ワシントンで再検討されている」旨のメッセージが発表され、さらに「軍用地料の一括払いは中止する」旨の説明がなされるに及んで、軍用地問題に何らかの転機が訪れてくることが予想された。

このような情勢の中、米陸軍省の要請を受けて県民代表団が再び渡米し米政府と折衝した結果、「沖縄の軍用地問題については、現地において高等弁務官と沖縄側との折衝で解決すべきである」旨の共同声明が発表され、軍用地問題の最終的な解決は現地米軍と沖縄側との折衝に委ねられることとなった。

この共同声明を受けて、琉米双方の委員から構成される現地折衝会議が設置され、約3か月にわたる集中討議の結果、懸案事項の解決についての具体策が合意され、新土地政策として次々と布令や民立法が制定され、実施に移されていった。

新土地政策を実施するため、まず、昭和34年1月（1959年）に『土地賃借安定法』及び『アメリカ合衆国が賃借する土地の借賃の前払いに関する立法』の二つの民立法が制定され、さらに同年2月に布令20号『賃借権の取得について』等が公布され、軍用地の取得、地代の評価、その支払い方法等についての制度的な確立が図られていった。

このように、「島ぐるみ闘争」の成果として結実したこれらの新土地政策にもいろいろと問題はあったが、これが実施されたことによって、講和条約発効以来、沖縄全域をあげて長期にわたり闘われてきたいわゆる「島ぐるみ闘争」は、一応終結することになった。

しかしながら、「島ぐるみ闘争」が終結した後も沖縄の軍用地問題が完全に解決したわけではなく、布令20号自体新規の強制接收についての規定を有していた。事実、1960年頃になって米国と中国の緊張関係が厳しくなり、さらに米軍のベトナムへの軍事介入が深まるにつれ、沖縄の米軍基地の機能強化が図られ、それに伴い次々と新規の土地接收が行われていった。すなわち、那覇軍港やホワイトビーチ、嘉手納飛行場等においては、基地機能強化のための拡張工事がなされる一方、各地で軍用地内の黙認耕作地が強制的に取り上げられ、さらに具志川市昆布、糸満市喜屋武及び知念村志喜屋において、新たな土地接收が行われた。

オ 布令20号『賃借権の取得について』の概要

新土地政策を実施するための布令20号の公布により、これまで米軍が保有していた土地使用の既得権が同布令で定める二種類の賃貸借のいずれかに切り替えられ、新土地政策発効の日（昭和33年7月1日）に遡って適用された。同布令はその後復帰の前日まで、沖縄における米軍の土地使用と土地接收の根拠法としての役割を果たしていった。同布令の概要は次のとおりである。

まず、米軍が軍用地として土地または物件を取得しようとするときには、予め合衆国（陸軍工兵隊長）から行政主席に対し財産取得要求通知書を公布し、行政主席が地主と交渉を行い、地主が交渉に応ずるときは「基本賃貸借契約書」を締結し、その後、行政主席と合衆国との間で総括賃貸借契約が締結された。

一方、一定の期間経過後においても契約できない場合、または、高等弁務官の特別の許可があったときは、合衆国は「収用宣告書」を発するだけで、一方的に強制収用することが可能であった。

また、土地収用をすること自体に対する不服申し立て等の救済規定がなく、ただ収用に係る補償額に不満のある場合に、裁判所に適正補償の訴額を提起することができるようになっていたのみであった。（この場合の審判もほとんど却下される状況であった。）

次に、合衆国が取得する土地の権利として「不定期賃借権」と「定期賃借権（5か年）」の二種類が定められていた。両者は借地期間を不定期と定期（5か年）とする以外は異なるところがなく、「土地の上空、地下及び地上並びに当該土地の地上物件の完全かつ独占的使用、占有及び享有に及ぶ権利」であるとされていた。特に、不定期賃借権の場合は、合衆国がその保有を欲する間はいつでも保有できる権利とされ、その名称は賃借権とされているが、実質的には所有権と変わらないものであった。

第三に、布令20号はいわゆる「黙認耕作地」の制度を認め、第1項9号後段において「合衆国に緊急な必要がなく、また琉球経済の最上の利益に合致するならば、合衆国はその規定した条件の下に賃借土地を一時使用する特権を所有者またはその他の者に許可することができる」と規定していた。黙認耕作地の使用期間は通常5か年で、耕作地の特定の目的に限定して許されていたが、米軍の要求のある場合はいつでも取り消すことができるものとされ、許可の取り消し又は期間満了によって農作物等に損害が生じても、補償の責任を負わないものとされていた。因みに、昭和45年（1970年）における軍用地内の黙認耕作地の面積は、全軍用地面積の約30パーセントに相当するものであった。

カ 復帰前の主な事件・事故

米軍の軍事優先政策に起因して、事件・事故も多発した。昭和30年9月3日（1955年）には、6歳の女子が米兵に暴行・殺害される事件が発生した。

基地あるが故の事故も多発した。特に昭和34年6月30日（1959年）に発生した石川市の宮森小学校へのジェット戦闘機の墜落は、11人の児童を含む17人の死者、121人の重軽傷者を出し、県民に大きなショックを与えた。さらに、昭和40年6月11日（1965年）には、読谷村で落下傘を取り付けた米軍のトレーラーが落下し、民家の庭先で遊んでいた小学校5年生の女子が死亡した。

昭和43年11月（1968年）には、ベトナムに出撃していたB52が離陸直後に墜落事故を起こすなど、航空機関連の事故が多発した。

また、昭和44年7月（1969年）、知花弾薬庫（現嘉手納弾薬庫）では、致死性の高い毒ガスが漏れる事故が発生した。毒ガスは昭和46年1月には米国内のジョンストン島への第1次移送があり、続いて7月15日から9月9日までの56日間にわたって移送作業が行われたが、その間、周辺住民は避難しなければならず、不便な生活を余儀なくされた。

その他、米兵による交通事故や殺人、暴行事件についても、補償問題や犯人の処罰など、必ずしも被害者が満足するものではなかった。

県民に対し繰り返されるこうした事件・事故への怒りは、昭和45年（1970年）のコザ騒動や復帰運動へと結びついていった。

第2節 復帰後の米軍基地問題

1 沖縄返還協定と米軍基地

昭和47年5月15日に発効した沖縄返還協定は、沖縄にある米軍基地はそのまま維持され、その軍事的機能が低下しないようにすること、一部縮小される部分は自衛隊により補充され、日本本土について安保条約を手掛かりとして日米の相互防衛体制が強化されること、沖縄に対する米国の施政権は日本に返還されること、これらの再編成に要する費用は日本が負担し、今後の沖縄をめぐる軍事的機能を維持するための支出は日本に肩代わりされること、等が主な内容となっている。

沖縄返還協定第3条は、同協定の効力発生の日に米国に沖縄の基地の継続使用を許しており、施政権返還後の沖縄の米軍基地の法的根拠が本土のそれと同様、安保条約第6条に基づくものであることを明らかにしている。

なお、同協定第3条は、米軍に基地を提供することを規定するのみで、提供すべき基地の範囲は特定せず、それを『基地に関する了解覚書』という、国会の承認を必要としない単なる行政取極めに委ねたことから、国会の条約審議権との関連での問題が指摘された。

復帰前の米軍基地は、全県土の14.8パーセントに相当する約353平方キロメートルに及んでおり、沖縄本島についてみると、実に27.2パーセントが米軍基地であった。これらの米軍基地を、復帰後どのような範囲で米軍に提供するかについては、本来、日米合同委員会で協議して決定される建前となっているが、現実には、沖縄返還協定に附属して「基地に関する了解覚書」が締結され、「返還されない基地（A表）」88か所、「適当な時期に返還される基地（B表）」12か所、「即時返還される基地（C表）」34か所が具体的な基地名をあげて示されている。

このうちA表には、嘉手納基地を始めとする重要な基地が網羅されているが、継続使用の基地数を少なくするために、従来は9施設とされていた嘉手納弾薬庫地区が一つに統合されて1施設として計算される一方で、従来は軍用地ではなかった安波訓練場など7か所が含まれており、また、B表の「適当な時期に返還される基地」は、ほとんど自衛隊に引き継がれるものであり、さらに「即時返還される」C表の基地は34か所と数の上では多くなっているが、一つの金網に囲まれている那覇空港と那覇空軍・海軍補助施設を別々の施設としたり、極めて小さな建物1棟を1施設と数える等々、復帰に際しての基地の実態は、政府が確約し、県民が望んだ基地の「本土並み」とは程遠いものであった。

このほか、沖縄返還にあたって日本政府が「本土並み」と並んでスローガンとした「核抜き」についても、嘉手納弾薬庫等を中心とした種々の核兵器の保管を始め、戦略爆撃機用の核爆弾や対空ミサイル用の核弾頭、原子力潜水艦用の核機雷等の存在などが指摘され、また、沖縄返還協定自体に核兵器の撤去やその確認方法を明記していないことから、政府の明言にもかかわらず、「核抜き」返還が達成されたかどうかについて疑問が提起された。

また、昭和46年11月24日、衆院本会議において、「非核兵器ならびに沖縄米軍基地縮小に関する決議」が行われ、次の事項が決議された。

- 1 政府は、核兵器を持たず、作らず、持ち込ませずの非核三原則を遵守するとともに、沖縄返還時に適切な手段をもって、核が沖縄に存在しないこと、ならびに返還後も核を持ち込ませないことを明らかにする措置をとるべきである。
- 2 政府は、沖縄米軍基地についてすみやかな将来の縮小整理の措置をとるべきである。

しかしながら、昭和47年の復帰以降、今日までに返還された在沖米軍基地は、面積にしておよそ16%にしか過ぎず、その状況はほとんど変わっていないのは、周知のとおりである。

2 国際情勢の変動と沖縄の基地

沖縄県における米軍基地は、終戦直前の1945年4月に米軍が沖縄に上陸した後、占領当初においては、日本本土を攻略するための前進基地として、また、終戦後は、日本の軍国主義復活に対する監視

基地としての役割を担わされ、1952年の対日講和条約発効まで、米国の占領地域として無償の強制使用が続けられた。

戦後、世界は程なく米国を中心とする西側陣営と、ソ連を中心とする東側陣営が対峙する冷戦時代に突入し、1949年の中華人民共和国の成立、続く1950年の朝鮮戦争の勃発等により、米国の極東政策は大きな転換を余儀なくされた。これにより、沖縄は東アジア地域における戦略上の要衝として存在することとなり、沖縄所在の米軍基地は、極東ソ連軍や朝鮮半島及び台湾海峡、さらにはインドシナ半島の動向を睨んだ米軍の戦略拠点として、また、アジア地域で発生した戦争に米国が直接関与するための重要な基地として存在することとなった。

こうした国際情勢を背景に、米国は沖縄の長期保有と在沖米軍基地の機能強化を図る方針を打ちだし、沖縄を米国の施政下に置き続けるとともに、1950年代をピークに、沖縄本島中部地域を中心とした土地の強制接収を行い、広大かつ過密な米軍基地を構築していった。

沖縄の米軍基地の戦略的重要性については、1972年5月の沖縄の日本復帰の時点においても、ベトナム戦争などの局地的戦争を含め世界が東西冷戦の激動期にあったため、米国の世界戦略の中での位置づけに変化が見られず、沖縄復帰に先立つ佐藤・ニクソン会談後の共同発表で、在沖米軍施設・区域の整理縮小の必要性について言及されるも、その大部分が日米安全保障条約に基づく提供施設として、引き続き米軍に使用されることとなった。

第二次世界大戦後の世界政治を支配してきた米ソを主軸とした東西冷戦構造は、1989年11月の「ベルリンの壁」の崩壊を皮切りとした国際情勢の変動の中、同年12月にブッシュ米大統領とゴルバチョフ・ソ連最高会議議長兼党書記長との間で行われた「マルタ会談」において、その終結が宣言され、これを引き金とした東欧諸国の政変、ワルシャワ条約機構の解体を経て、1991年12月にソビエト連邦が解体した。

県民の多くはこの冷戦の終結により、日米安全保障体制を機軸とした米国の東アジア戦略が大きく変更され、沖縄の米軍基地の整理縮小につながるものと期待したが、結果としては、東アジア地域におけるロシアの軍事的脅威の低下をもたらし、この地域における戦略的意義付けを大きく変化させるものとなった。その後、世界では新しい国際秩序の構築に向けての模索が活発化し、沖縄の米軍基地もそうした動きの中で新たな位置づけをされることとなった。

米国防総省が1995年2月に発表した「東アジア・太平洋安全保障戦略」において、東アジア・太平洋地域における米軍前方展開部隊の10万人体制の維持を打ち出し、その内容は日米二国間関係の重要性を強調するものとなっている。このなかで、米国は東アジア太平洋地域の安定が米国の経済的健全性と世界の安全保障にとって重要だとの認識を示しつつ、この地域における冷戦間の緊張の再来や朝鮮半島の不安定などが将来とも存続するとし、この不安定な要素が脅威に発展しないようにするための中心的な役割を米国が果たさなければならないとしている。

また、1996年4月の日米安全保障共同宣言は、冷戦後の日米安保条約をどう意義づけるかという観点から日米安保条約の再定義を行ったものともいわれ、これまでの「ソ連の軍事的脅威」に代わって、極東有事に備えた日米防衛協力の強化による「アジア・太平洋地域の平和と安定の維持」に重点がおかれた内容となっている。共同宣言は日米安保体制の重要性を再確認するとともに、在日米軍を含めたこの地域における米国の軍事的プレゼンスの維持が、アジア・太平洋地域の平和と安定の維持に不可欠であるとしている。

1997年9月、日米共同宣言の趣旨を踏まえ、日米の緊密な協力関係を増進するため新しい時代により効果的な安全保障を確立するための協力関係の構築を目指した新たな「日米防衛協力のための指針」（ガイドライン）が策定された。新たな日米防衛協力のための指針が策定されたことを受け、指針の実効性を確保し、もって我が国の平和と安全を確保するための態勢の充実を図るため、法的側面を含め必要な措置を講じることが閣議決定され、1999年5月、国会において、周辺事態安全確保法、日米物品役務相互提供協定改定協定、自衛隊法の一部改正法、いわゆるガイドライン関連法が成立・

承認された。

このような状況のなか、世界的な規模の武力紛争が起きる可能性は遠のいたが、2001年9月11日にアメリカ・ニューヨーク市などで発生した同時多発テロ事件など、宗教・民族上の問題に起因する対立や、イラクやパキスタンにおける大量破壊兵器や弾道ミサイル開発など、脅威の増大が懸念されている。

また、2001年9月に米国防総省が発表した4年期ごとの国防計画見直し(QDR)によると、基本方針として、近年の脅威の変化に対応し、脅威を基礎とした従来のアプローチはとらず、奇襲、テロ等を撃破するという点に着目し、そのために必要な能力を基礎に検討が行われ、アジアに関しては、特にインドのベンガル湾から日本海までの東アジア沿岸は軍事競争の可能性が存在する地域としており、望ましい地域バランスを維持するためには米国と同盟国との安全保障関係が重要であるとし、兵力構成については、前方展開戦力を維持する重要性については強調しているものの、1997年5月のQDRで明示されていたアジア・太平洋地域における10万人規模の米軍前方展開戦力の維持という具体的な数字は明記されていない。今回のQDRにおいては、同年9月11日に発生した同時多発テロ事件など、近年の脅威の変化に対応し、従来の二つの大規模な地域紛争に同時に対処するいわゆる「二正面戦略」から、奇襲、テロ等の「非対称戦」に着目し、それに必要な能力の構築を目指す方針が示された。

東アジア・太平洋地域においては、北朝鮮によるミサイル発射事案や不審船問題をはじめ、台湾海峡における中台間の緊張、南沙諸島を巡る領有権問題、さらにはフィリピン反政府ゲリラ問題など不安定要因が存在している。北朝鮮との関係では、2002年9月17日、小泉首相と金日正総書記との日朝首脳会談において国交正常化交渉が再開されることが確認され、北東アジアにおける緊張緩和の進展が図られることが期待されている。

沖縄の米軍基地については、在沖米海兵隊の撤退や削減について、2000年に提出された米国超党派の国防専門家グループによるレポートにおいて、沖縄県民の基地負担の軽減を図る立場から海兵隊の訓練の移転や兵力の削減について提言が行われるなど米本国内にも新しい動きが出てくる一方、2001年米国防総省系のシンクタンクであるランド研究所がアジア戦略に関する提言として、中国の台頭をにらんだ米戦略の見直しの中で、海兵隊の削減と引き替えに下地島空港の空軍基地化、普天間飛行場を米戦闘機部隊との併用基地とすること、伊江島補助飛行場や航空自衛隊那覇基地も米空軍として使用できるような見直しなど、新たな基地化を含んだ提案が行われた。

3 激動する沖縄の基地問題

沖縄県における米軍基地については、昭和47年5月の日本復帰に際し、すみやかな整理縮小の措置をとるべきとする国会決議がなされたにもかかわらず、基地の整理縮小は遅々として進まず、復帰後、米軍基地の返還が本土で約60%と進んだのに対し、本県では約16%の返還にとどまり、戦後58年余を経た今日においても、今なお、国土面積の約0.6%に過ぎない狭隘な本県に、全国の米軍専用施設面積の約75%が集中し、県土面積の約10.4%、沖縄本島においては約18.8%を米軍基地が占めるという極めて異常な状況となっている。

このように広大かつ過密に存在する米軍基地は、本県の振興開発を進める上で大きな制約となっているばかりでなく、航空機騒音の住民生活への悪影響や演習に伴う事故の発生、後を絶たない米軍人・軍属による刑事事件の発生、さらには汚染物質の流出等による自然環境破壊の問題等、県民にとって過重な負担となってきた。

県はこうした米軍基地問題の膠着した状況を打破するため、平成6年度の訪米要請を機に、沖縄戦終結50周年の節目の年である平成7年までにその解決を求める重要三事案として、那覇港湾施設の返還、読谷補助飛行場におけるパラシュート降下訓練の廃止及び同施設の返還、さらに県道104号線越え実弾砲撃演習の中止を日米両政府に対し強く要請したが、具体的な進展はなかった。

平成7年度には、楚辺通信所及び嘉手納飛行場等13施設の一部用地の使用期限切れに伴う駐留軍用地の強制使用問題が発生し、知事が、沖縄の米軍基地のあり方を厳しく問わざるを得ないとの観点から、代理署名等の機関委任事務を拒否したため、国が職務執行命令訴訟を提起するなど、翌年9月の知事の公告縦覧代行応諾に至るまで、政府との間で厳しい状況が続いた。また、平成7年9月に発生した米軍人による少女暴行事件は、戦後50年余の米軍基地に対する県民の鬱積した不満を爆発させ、同年10月には、8万5千人余（主催者発表）が参加する県民総決起大会が開催された。また、平成8年9月には日米地位協定の見直し及び基地の整理縮小に関する県民投票が実施され、地位協定の見直しや基地の整理縮小を求める県民の意思が明確にされた。

このような沖縄県内における米軍基地問題の動向は、米軍基地問題に対する国内外の世論をかつてないほどに喚起し、国の安全保障の問題や日米安全保障体制のあり方、さらに過重な基地負担を背負わされている沖縄の米軍基地問題の解決について様々な議論を呼び起こすきっかけとなった。

日米両国政府は、沖縄の米軍基地問題に対する国内外の関心の高まりを背景に、平成7年11月、沖縄県民の負担を軽減し、日米同盟関係を強化することを目的とした「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」を設置した。

第3節 沖縄に関する特別行動委員会（SACO）

1 SACO設置の経緯

沖縄県における米軍基地の整理縮小については、昭和47年1月の佐藤・ニクソン会談後の在沖米軍施設・区域の整理縮小に関する共同発表を踏まえ、日米安全保障協議委員会（SCC）による施設・区域の整理統合計画により進められてきたが、復帰後の米軍基地の整理縮小が本土で約60%進んだのに対し、沖縄県については約16%に止まるなど、県民の目に見えるかたちでの基地の整理縮小が図られてこなかった。

このような状況のなか、平成7年9月の米軍人による少女暴行事件を契機にした県民の基地問題の解決を求める強い要望や、国内外の沖縄の米軍基地問題に対する世論の高まりを背景に、日米両政府は、沖縄県における米軍施設・区域に係る問題の改善、及び基地の整理・統合・縮小に、真剣に取り組むこととなった。

日米両政府は、平成7年11月1日に来日したペリー国防長官との調整を踏まえ、同年11月19日、APEC（アジア太平洋経済協力会議）で来日中のゴア副大統領と村山総理との会談で、沖縄における米軍施設・区域の整理・統合・縮小の促進と航空機騒音等、基地から派生する諸問題による県民の負担軽減のため、日米安全保障協議委員会の下に「沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会（SACO = Special Action Committee on Facilities and Areas in Okinawa）」の設置を決定した。

SACO最終報告の内容については、第3章第1節第4参照。

「沖縄における施設及び区域に関する特別行動委員会」は、「沖縄に関する特別行動委員会」に名称が変更となった。

2 SACO最終報告の概要

平成8年12月のSACO最終報告は、普天間飛行場の全面返還を含む11施設、約5,002haの土地の返還に合意するとともに、県道104号線越え実弾砲撃演習の廃止や航空機騒音の軽減措置、さらに日米地位協定の見直しについて、航空機事故調査報告書の公表や米軍公用車への番号標の取り付け等について一定の改善を図る内容となっている。

県としては、本県が、戦後58年余も負担してきた過重な米軍基地の整理縮小について、先ず、SACOの合意事案を着実に実施し、計画的・段階的に基地の整理縮小を図ることが、より現実的で実現可能な方法であると認識している。

しかしながら、SACOの合意事案がすべて実施されたとしても、本県には、依然として在日米軍専用施設面積の約70パーセントの米軍基地が存在することから、過重な基地負担をしてきた県民の意向に応えるため、SACOで合意された施設以外についても、さらなる米軍基地の段階的な整理縮小が必要であると考えている。

第4節 基地の現状

1 米軍基地の概要

(1) 概況

沖縄には、平成14年3月末現在、県下53市町村のうち25市町村にわたって38施設、23,728.8ヘクタールの米軍基地が所在しており、県土面積227,194ヘクタール（平成14年4月1日現在）の10.4パーセントを占めている。

このような米軍基地の復帰後の推移をみると、復帰時の87施設、28,660.8ヘクタールに比べ、施設数では減少が見られるものの、面積は復帰時の82.8パーセントと、17.2パーセントの減少にとどまっており、基地の状況は大勢では変動がないことを示している。

また、米軍基地の状況を全国と比べてみると、在沖米軍基地は全国に所在する米軍基地面積の23.5パーセントに相当し、北海道の34.1パーセントに次いで大きな面積を占めている。しかし、米軍が常時使用できる専用施設に限ってみると、実に全国の74.7パーセントが本県に集中しており、他の都道府県に比べて過重な基地の負担を負わされていることが分かる。

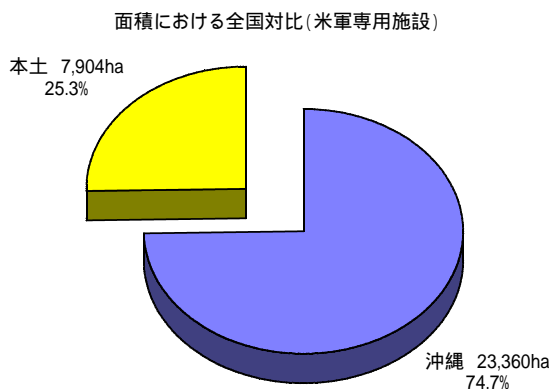
ちなみに、他の都道府県の面積に占める米軍基地の割合をみると、本県の10.4パーセントに対し、静岡県（1.2パーセント）と山梨県（1.1パーセント）が1パーセント台であるほかは、1パーセントにも満たない状況であり、また、国土面積に占める米軍基地の割合は0.27パーセントとなっている。さらに、本県においては米軍基地面積の98.4パーセントが専用施設であるのに対し、他の都道府県における米軍専用施設は米軍基地面積の10.2パーセントに過ぎず、大半は自衛隊基地等を米軍が一時的に使用する形態となっている。

米軍基地の全国対比（平成14年3月末現在）

<面積>

単位：ha

区分	全 国		沖 縄		本 土	
米軍専用施設	31,263.6	100.0%	23,360.0	74.7%	7,903.6	25.3%
一時使用施設	69,818.2	100.0%	368.8	0.5%	69,449.4	99.5%
合 計	101,081.8	100.0%	23,728.8	23.5%	77,353.0	76.5%



<施設数>

区分	全 国		沖 縄		本 土	
米軍専用施設	89	100.0%	37	41.6%	52	58.4%
一時使用施設	59 (45)	100.0%	5 (1)	8.5%	54 (44)	91.5%
合 計	134	100.0%	38	28.4%	96	71.6%

一時使用施設の（ ）内の数字は、施設の全部が一時使用施設となっているものである。

(2) 地区別分布状況

本県における米軍基地の地区別分布状況をみると、北部地区に最も多く、全米軍基地面積の68.9パーセントが同地区に集中している。

同地区には、県内最大の演習場で、部隊の移動訓練やサバイバル訓練、ゲリラ訓練等様々な訓練が行われている「北部訓練場」をはじめ、実弾射撃訓練及び爆発物処理施設として使用されている「キャンプ・シュワブ」、「キャンプ・ハンセン」等、16,350.5ヘクタールの基地が所在し、北部地区面積の19.8パーセントを占めている。

次いで多いのが中部地区で、全体の29.9パーセント（7,086.6ヘクタール）を占めており、地区面積の25.3パーセントが基地で占められている。

同地区の米軍基地は、面積は北部地区より小さいものの、太平洋地域で最大の米空軍基地である「嘉手納飛行場」や、在日米軍基地の中でも有数のヘリコプター基地である「普天間飛行場」をはじめ、在沖米海兵隊基地司令部がある「キャンプ瑞慶覧」、大規模な弾薬貯蔵施設である「嘉手納弾薬庫地区」、平成8年7月までパラシュート降下訓練が実施されていた「読谷補助飛行場」、通称「象の檻」と呼ばれる通信施設を持つ「楚辺通信所」、神奈川県横須賀、長崎県佐世保と並びわが国における米軍原子力潜水艦の寄港地となっている「ホワイト・ビーチ地区」等、米軍にとって極めて重要な基地が集中している。在沖米軍四軍の司令部も、この地区（キャンプ瑞慶覧）に置かれている。

南部地区の米軍基地は200.0ヘクタールで、全体の0.8パーセント、地区面積の0.6パーセントとなっている。同地区の米軍基地は、復帰当初は1,308.3ヘクタールもあったが、その後、自衛隊基地への引き継ぎや、さらには那覇市を中心に同地区に所在する米軍基地については、日米間で合意をみた施設の返還又は移設作業が進んだ結果、離島地域にあるいくつかの射撃場を残すのみとなっている。しかし、依然としてこの地区には「那覇港湾施設」が存在しており、振興開発の妨げとなっている。

八重山地区の米軍基地は、尖閣諸島にある2つの射撃場のみであるが、現在はほとんど使用されていない状況となっている。

なお、宮古地区には、米軍基地は置かれていない。

米軍基地の地区別面積（平成14年3月末現在） 単位：ha、%

区 分	地区面積	施設面積	構成比	割合
(全 県)	227,194	23,728.8	100.0	10.4
北 部	82,388	16,350.5	68.9	19.8
中 部	27,987	7,086.6	29.9	25.3
南 部	35,007	200.0	0.8	0.6
(沖縄本島)	(120,432)	(22,665.3)	(95.5)	(18.8)
宮 古	22,630	-	-	-
八重山	59,182	91.5	0.4	0.2

「構成比」は全施設面積に占める割合、「割合」は地区面積別の占拠率

次に、これらの基地の市町村面積に占める割合をみると、嘉手納町の82.8パーセントを筆頭に、金武町の59.3パーセント、北谷町の56.4パーセント、宜野座村の50.7パーセントと、これらの4市町村では実に行政面積の半分以上が米軍基地となっているほか、上位9位までの市町村において、米軍基地は地域面積の30パーセント以上を占めている。

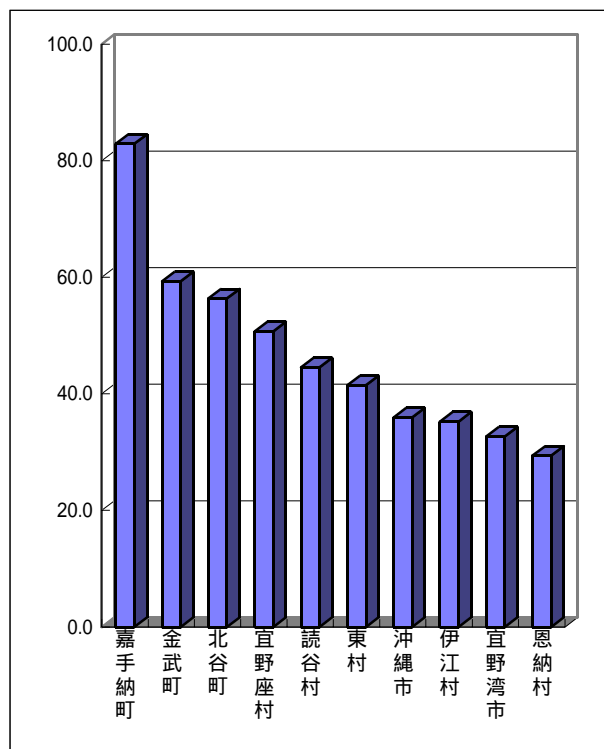
市町村に占める基地の集中度は、人口密度からもみることができる。とくに、陸地面積から基地面積を差し引いた面積にかかる人口密度をみると、普天間飛行場を抱える宜野湾市の人口密度は

6,680.4人/km²であり、那覇市の7,881.8人/km²に次いで高い人口密度を有する。また、嘉手納町(5,317.4人/km²)、北谷町(4,356.4人/km²)、沖縄市(3,884.7人/km²)も同様に高い数値となる。

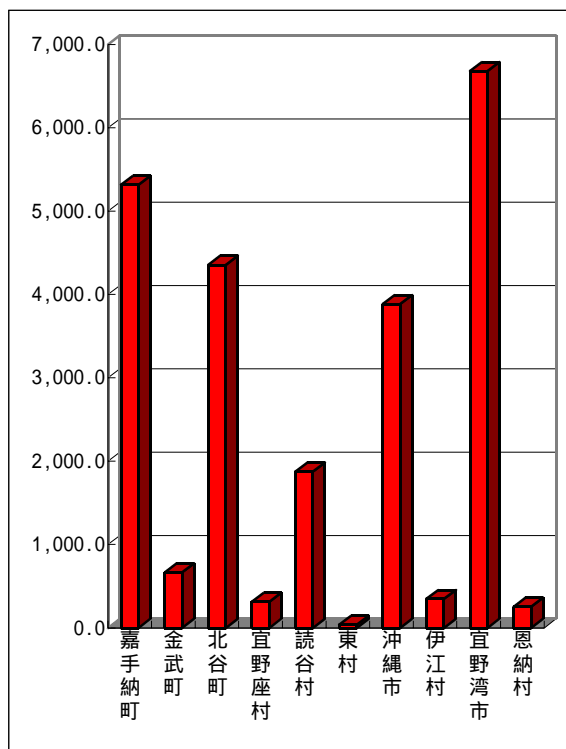
市町村面積に占める米軍基地の割合と人口密度関連表 上位10市町村

順位	市町村名	陸地面積 (ha) H14.4.1 (国土地理院)	基地面積 (ha) H14.3.31	基地の割合 (%)	人口 (人) H14.4.1 (県統計課)	人口密度 (人/km ²)	基地面積を 除いた部分 の人口密度 (人/km ²)
1	嘉手納町	1,504	1,246	82.8	13,719	912.2	5,317.4
2	金武町	3,784	2,245	59.3	10,242	270.7	665.5
3	北谷町	1,362	768	56.4	25,877	1,899.9	4,356.4
4	宜野座村	3,128	1,587	50.7	4,862	155.4	315.5
5	読谷村	3,517	1,567	44.6	36,570	1,039.8	1,875.4
6	東村	8,179	3,394	41.5	1,850	22.6	38.7
7	沖縄市	4,900	1,761	35.9	121,942	2,488.6	3,884.7
8	伊江村	2,275	802	35.2	5,117	224.9	347.4
9	宜野湾市	1,951	638	32.7	87,714	4,495.8	6,680.4
10	恩納村	5,077	1,493	29.4	9,118	179.6	254.4
基地所在市町村		128,079	23,729	18.5	979,938	765.1	939.1
全 県		227,194	23,729	10.4	1,327,543	584.3	652.5

市町村面積に占める基地面積の割合(%)



基地面積を除いた部分の人口密度(人/km²)



(3) 所有形態別状況

本県の米軍基地面積の所有形態別状況をみると、民有地が33.2パーセント、市町村有地が29.2パーセント、県有地が3.5パーセントと、全体の約3分の2が民・公有地となっており、国有地は約3分の1（34.1パーセント）である。

特に、中部地区においては、民有地が約75.5パーセント、市町村有地が約16.3パーセントとなっており、米軍基地面積の約92パーセントを民・公有地が占めている。

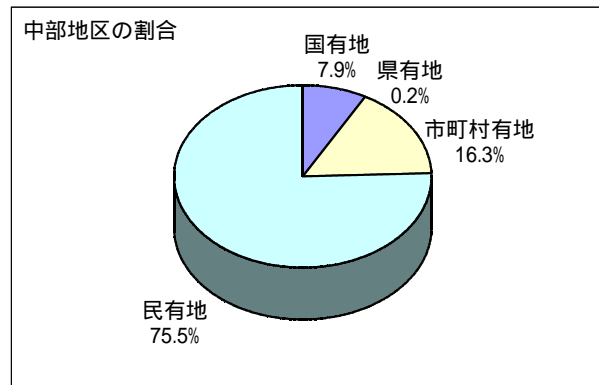
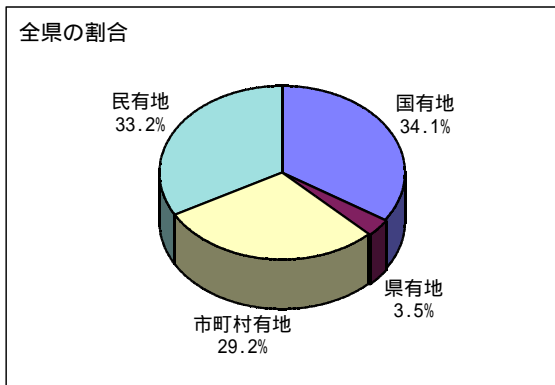
これは、本土の米軍基地面積の約87.5パーセントが国有地で、民・公有地は12.5パーセントに過ぎないのに比べ、大きな特徴であり、本土の米軍基地の大半が戦前の旧日本軍の基地をそのまま使用してきたのに対し、本県の米軍基地は、旧日本軍が使用した区域に止まらず、かつての「土地闘争」にみられるように、米軍による民・公有地の新規接収が各地で行われた背景の違いを表している。

このように、本県の米軍基地は、ただ単に面積が広大であるばかりでなく、その所有形態においても他の都道府県の米軍基地とは経緯を異にしており、基地の整理縮小や返還跡地の利用促進を図る上でも解決しなければならない課題が山積し、沖縄の基地問題の難しさを物語っている。

所有形態別米軍基地面積（平成14年3月31日現在）

単位：ha、%

	国有地	県有地	市町村有地	民有地	合計
北部地区	7,512.1	806.6	5,745.5	2,286.5	16,350.5
中部地区	563.3	17.3	1,152.3	5,353.8	7,086.6
南部地区	21.0	3.5	30.4	145.0	200.0
宮古地区	-	-	-	-	-
八重山地区	4.1	-	-	87.4	91.5
合計	8,100.4	827.5	6,928.2	7,872.7	23,728.8
(割合)	(34.1)	(3.5)	(29.2)	(33.2)	(100.0)



(4) 用途別使用状況

本県の米軍基地の用途別使用状況をみると、「演習場」が施設数、面積とも最も多く、16施設、16,368.3ヘクタール（全基地面積の69.0パーセント）となっている。

この「演習場」施設には、県内最大の面積を有する「北部訓練場」をはじめ、実弾射撃訓練が行われる「キャンプ・シュワブ」、「キャンプ・ハンセン」、パラシュート降下訓練が行われていた「読谷補助飛行場」、部隊の上陸訓練が行われる「金武レッド・ビーチ訓練場」、「金武ブルー・ビーチ訓練場」などのほか、南部地区や八重山地区（尖閣諸島）の離島に所在する射撃場等がある。

なお、「演習場」施設の面積の97.2パーセント（7施設）が、北部地区に集中している。

施設面積で次に大きいものが「倉庫」で、4施設、3,249.5ヘクタール（全基地面積の13.7パーセント）を占めている。

「倉庫」施設には、各軍が必要とする弾薬の総合貯蔵・補給施設として重要な役割を果たしている「嘉手納弾薬庫地区」や「辺野古弾薬庫」の二つの弾薬庫のほか、在日米軍の中でも主要な兵站基地となっている「牧港補給地区」等があるが、「嘉手納弾薬庫地区」だけで「倉庫」施設の面積の84.0パーセントを占めている。

3番目に面積が大きいものが「飛行場」施設で、「嘉手納飛行場」と「普天間飛行場」の2施設、2,475.5ヘクタールである。この両施設はいずれも中部地区に所在し、しかもそれぞれ空軍及び海兵隊の中核基地となっている。

このほか、本県の米軍基地には「キャンプ瑞慶覧」や「キャンプ・コートニー」等の「兵舎」施設が4施設、885.4ヘクタール、「慶佐次通信所」や陸軍特殊部隊（グリーンベレー）が配備されている「トリイ通信施設」等の「通信施設」が6施設所在し、その面積は368.5ヘクタールとなっている。

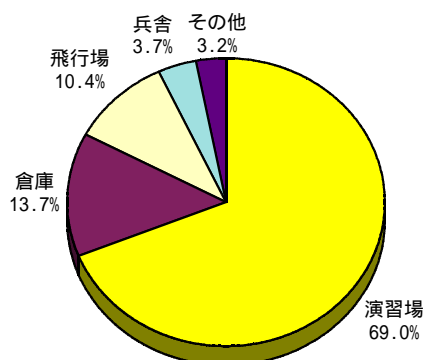
また、米第7艦隊の兵站支援港で原子力潜水艦の寄港地としても重要な役割を果たしている「ホワイト・ビーチ地区」や、湾岸戦争の際の軍事物資の積み出し港として使用された「那覇港湾施設」等の「港湾」施設が3施設、215.8ヘクタール、軍病院が置かれている「医療」施設が1施設、106.7ヘクタールとなっているほか、「その他」の施設として、主に米軍人・軍属及びその家族の福利厚生施設として使用されている施設が1施設（「奥間レスト・センター」）、54.6ヘクタールとなっている。

用途別米軍面積の状況（平成14年3月31日現在）

単位：ha

	演習場	倉庫	飛行場	兵舎	通信	港湾	医療	事務所	その他	合計
北部地区	7 15,915.6	1 121.4			2 4.7				1 54.6	11 16,096.3
中部地区	3 217.7	3 3,128.1	2 2,475.5	4 885.4	4 363.8	2 159.9	1 106.7	1 4.5		20 7,341.6
南部地区	4 143.5					1 55.9				5 199.4
宮古地区										- -
八重山地区	2 91.5									2 91.5
合計(割合)	16 16,368.3 (69.0)	4 3,249.5 (13.7)	2 2,475.5 (10.4)	4 885.4 (3.7)	6 368.5 (1.6)	3 215.8 (0.9)	1 106.7 (0.4)	1 4.5 (0.0)	1 54.6 (0.2)	38 23,728.8 (100.0)

複数の地区にまたがっている施設については、より占有面積の大きい地区へ入れている。



グラフ内の「その他」には、通信、港湾、医療、事務所、その他を含む。

(5) 軍人・軍属及び家族数

沖縄に配属された米軍人の数は、昭和47年の約39,350人を最高に、平成元年までにはほぼ30,000～34,000人台で推移していたが、平成2年以降は30,000人台を割り、平成11年以降は24,000～25,000人台で推移している。

軍人数については、米軍の再編・統合計画によるものや、国際情勢・米国の財政状況等の外的要因など様々な要素が上げられるが、復帰後の数年を除き、大幅な削減は行われていない。

なお、米軍に雇用される軍属については、昭和47年の約2,900人から暫時減少し、昭和53年以降平成4年まで1,000人未満で推移していたが、平成5年以降は逆に1,000人台に増加している。

また、これら軍人・軍属の家族数の推移をみると、人数が把握されている昭和49年及び50年の約24,000人から減少し、昭和51年以降58年までの8年間は14,000人～18,000人台で推移していたが、昭和59年から再び20,000人台に増加して以降、現在も20,000人以上を維持している。

一方で、軍別の状況については、大きな変化が見られる。

特に陸軍は大きく変動しており、復帰時から比較すると現在では、軍人数が約10分の1以下にまで減少している。その一方で、海兵隊については、陸軍の機能を引き継ぎ、その規模を維持している。

その要因としては、復帰に伴い、それまで在沖米軍の主力であった陸軍の代わりに海兵隊が暫時強化されるなど、施設管理権の再編がこうした変動をもたらしている。ちなみに、「キャンプ瑞慶覧」、「辺野古弾薬庫」、「牧港補給地区」は、陸軍から海兵隊へ移管された。また、復帰後の自衛隊基地への引き継ぎなども、陸軍の減少要因となっている。

在沖米軍人・軍属・家族数の推移

単位：人

区 分	陸 軍	海 軍	空 軍	海兵隊	合 計	備 考
昭和 47	軍 人	10,844	1,226	10,834	16,446	5月末現在 (...は県で把握していないもの)
	軍 属	1,710	17	1,073	79	
	家 族	
計	12,554	1,243	11,907	16,525	42,229	
48	軍 人	8,809	1,375	11,115	16,414	5月末現在 (...は県で把握していないもの)
	軍 属	1,465	13	1,002	81	
	家 族	
計	10,274	1,388	12,117	16,495	40,274	
49	軍 人	5,300	1,353	8,750	19,000	11月末現在 海軍の軍人数には軍属を含む
	軍 属	1,100	...	825	70	
	家 族	6,400	738	15,800	1,148	
計	12,800	2,091	25,375	20,218	60,484	
50	軍 人	3,574	1,581	8,900	18,000	11月末現在
	軍 属	874	14	1,000	72	
	家 族	4,680	2,401	15,000	1,500	
計	9,128	3,996	24,900	19,572	57,596	
51	軍 人	2,703	1,584	8,500	20,000	10月末現在
	軍 属	712	15	870	80	
	家 族	3,205	1,109	12,600	1,300	
計	6,620	2,708	21,970	21,380	52,678	

区	分	陸軍	海軍	空軍	海兵隊	合計	備考
52	軍人	1,831	1,515	8,507	20,000	31,853	7月末現在
	軍属 家族	449 2,112	13 1,100	1,056 9,624	80 2,000	1,598 14,836	
	計	4,392	2,628	19,187	22,080	48,287	
53	軍人	1,387	2,084	8,889	17,704	30,064	12月末現在
	軍属 家族	223 2,269	111 1,444	183 9,163	139 2,570	656 15,446	
	計	3,879	3,639	18,235	20,413	46,166	
54	軍人	1,357	2,500	9,000	20,000	32,857	陸軍：6月末現在 海軍：8月1日現在 空軍：6月1日現在 海兵隊："
	軍属 家族	194 1,969	13 1,600	190 8,600	100 2,390	497 14,559	
	計	3,520	4,113	17,790	22,490	47,913	
55	軍人	1,431	2,500	9,280	20,000	33,211	陸軍：6月末現在 海軍：7月末現在 空軍：1月末現在 海兵隊：6月末現在
	軍属 家族	149 1,629	20 1,300	185 9,694	100 2,660	454 15,283	
	計	3,209	3,820	19,159	22,760	48,948	
56	軍人	1,200	2,700	9,000	18,000	30,900	4月末現在
	軍属 家族	150 1,400	180 1,600	180 9,500	180 3,600	690 16,100	
	計	2,750	4,480	18,680	21,780	47,690	
57	軍人	1,330	2,890	9,408	21,074	34,702	6月末現在
	軍属 家族	159 1,458	168 1,596	193 9,062	195 3,203	715 15,319	
	計	2,947	4,654	18,663	24,472	50,736	
58	軍人	1,191	2,722	8,865	18,936	31,714	12月末現在
	軍属 家族	161 1,595	162 1,591	202 10,578	243 4,064	768 17,828	
	計	2,947	4,475	19,645	23,243	50,310	
59	軍人	1,422	3,223	8,958	21,271	34,874	12月末現在
	軍属 家族	197 1,502	139 1,772	208 11,522	440 5,615	984 20,411	
	計	3,121	5,134	20,688	27,326	56,269	
60	軍人	1,218	3,141	9,075	21,487	34,921	12月末現在
	軍属 家族	220 1,271	163 1,899	248 11,463	191 6,347	822 20,980	
	計	2,709	5,203	20,786	28,025	56,723	
61	軍人	899	3,081	9,101	20,918	33,999	12月末現在
	軍属 家族	199 1,399	197 1,961	260 11,783	284 4,976	940 20,119	
	計	2,497	5,239	21,144	26,178	55,058	

区 分		陸 軍	海 軍	空 軍	海兵隊	合 計	備 考
62	軍 人 軍 属 軍 家 族	904 209 1,445	2,727 211 2,396	9,386 263 13,018	21,530 171 5,398	34,547 854 22,257	12月末現在 ただし、海兵隊は11 月末現在
	計	2,558	5,334	22,667	27,099	57,658	
63	軍 人 軍 属 軍 家 族	861 203 1,378	2,862 221 2,200	8,703 259 12,387	22,070 179 6,774	34,496 862 22,739	陸軍：11月末現在 海軍：10月末現在 空軍：11月末現在 海兵隊：9月末現在
	計	2,442	5,283	21,349	29,023	58,097	
平成 元	軍 人 軍 属 軍 家 族	869 264 1,307	2,327 67 1,924	7,984 277 11,193	19,255 192 6,588	30,435 800 21,012	12月末現在
	計	2,440	4,318	19,454	26,035	52,247	
2	軍 人 軍 属 軍 家 族	872 196 499	2,901 69 1,956	7,511 266 9,564	18,403 185 6,829	29,687 716 18,848	10月1日現在
	計	1,567	4,926	17,341	25,417	49,251	
3	軍 人 軍 属 軍 家 族	805 199 1,438	3,207 79 2,002	7,643 257 10,163	15,934 238 7,848	27,589 773 21,451	12月末現在
	計	2,442	5,288	18,063	24,020	49,813	
4	軍 人 軍 属 軍 家 族	866 150 1,702	2,463 173 1,820	7,882 270 10,195	17,843 363 8,024	29,054 956 21,741	12月末現在 ただし、空軍は11月 末現在
	計	2,718	4,456	18,347	26,230	51,751	
5	軍 人 軍 属 軍 家 族	859 148 1,232	2,783 168 2,094	7,134 475 10,142	16,815 301 8,527	27,591 1,092 21,995	12月末現在
	計	2,239	5,045	17,751	25,643	50,678	
6	軍 人 軍 属 軍 家 族	887 153 1,255	2,917 246 1,961	7,483 271 10,708	17,733 430 8,550	29,020 1,100 22,474	12月末現在 ただし、海軍は9月末 現在
	計	2,295	5,124	18,462	26,713	52,594	
7	軍 人 軍 属 軍 家 族	875 145 1,444	2,794 271 1,929	7,252 594 10,984	16,200 400 9,400	27,121 1,410 23,757	12月末現在 ただし、陸軍は11月 末現在
	計	2,464	4,994	18,830	26,000	52,288	
8	軍 人 軍 属 軍 家 族	843 149 1,096	2,905 242 2,801	7,000 650 10,700	17,279 417 9,457	28,027 1,458 24,054	9月末現在 ただし、陸軍は12月 末現在
	計	2,088	5,948	18,350	27,153	53,539	

区 分	陸 軍	海 軍	空 軍	海兵隊	合 計	備 考
9	軍 人	838	3,009	6,881	16,391	12月 8 日現在
	軍 属 家 族	135 1,320	237 2,750	698 10,159	418 8,057	
	計	2,293	5,996	17,738	24,866	50,893
10	軍 人	782	2,978	6,838	16,640	9 月末現在
	軍 属 家 族	145 1,155	241 2,319	597 10,253	443 7,945	
	計	2,082	5,538	17,688	25,028	50,336
11	軍 人	832	2,091	6,975	14,949	10月 1 日現在
	軍 属 家 族	124 1,241	241 2,291	543 10,483	447 8,409	
	計	2,197	4,623	18,001	23,805	48,626
12	軍 人	832	1,854	6,808	15,364	6 月末現在
	軍 属 家 族	122 1,246	237 2,252	619 10,059	470 9,639	
	計	2,200	4,343	17,486	25,473	49,502
13	軍 人	946	1,569	6,755	15,317	9 月末現在
	軍 属 家 族	129 1,274	240 2,471	537 10,077	449 9,515	
	計	2,349	4,280	17,369	25,281	49,279
14	軍 人	943	1,928	6,734	15,910	9 月末現在
	軍 属 家 族	115 1,287	230 2,547	561 9,910	491 8,690	
	計	2,345	4,705	17,205	25,091	49,346

豆 知 識

海兵隊とは？

海兵隊は海兵陸空任務部隊(Marine Air-Ground Task Forces, 略して MAGTFs)として配備される軍部である。MAGTFs は様々な構成で展開される。例えば小規模の水陸遠征小隊から大規模な海兵遠征軍などである。海、空のどちらからも展開可能で、即応性に富み、その規模や構成において拡張性が高く、持続力もある。水陸両用艦から前方展開する際には、強行的に進入する機能として作戦に貢献でき、また必要に応じ長期間ひとつの地点に留まることが可能である。現役隊員と予備役兵を密接に組みあわせることで海兵隊全体の能力と適応性を高める事ができる。これらの一般的な性質以外にも、海兵隊は化学・生物物質緊急部隊 (CBIRF) という特別な要素を持っており、化学生物物質関係の緊急時にすばやく一次措置を行って対応する。CBIRF は 2001年9月11日の同時テロ以来、新しく設立された第4海兵遠征旅団 / 対テロリズム (4th MEB/AT) に吸収された。この第4海兵遠征旅団 / 対テロリズムは米国内外においてテロと闘うために重要な海兵隊の持つ要素・能力を結集して編成された部隊である (2001年9月米国防総省発表の4年期ごとの国防計画見直し (QDR) より)。

2 米軍の軍別状況

本県に所在する米軍基地を軍別の管理形態によって区別すると、管理面積の多い順に、海兵隊、空軍、海軍及び陸軍となるが、これらの単独管理施設のほかに、2以上の軍が共用している施設もある。以下、各軍別の状況をみってみる。

軍別の構成比

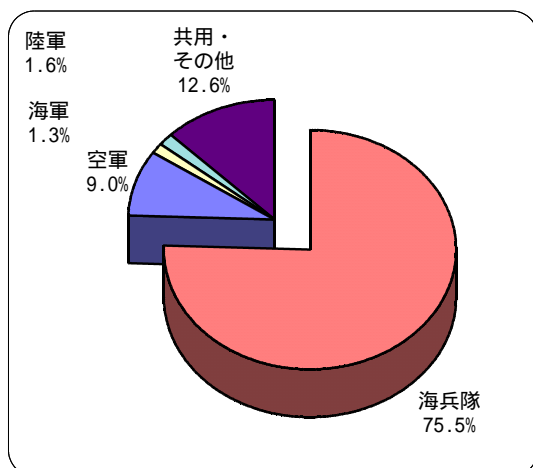
平成14年3月31日現在

区分	施設数	構成比(%)	面積(千㎡)	構成比(%)	軍人数(人)	構成比(%)
海兵隊	16	42.1	179,056	75.5	15,910	62.4
空軍	7	18.4	21,433	9.0	6,734	26.4
海軍	6	15.8	3,180	1.3	1,928	7.6
陸軍	5	13.2	3,808	1.6	943	3.7
共用	3	7.9	29,557	12.5	-	-
その他	1	2.6	254	0.1	-	-
合計	38	100.0	237,288	100.0	25,515	100.0

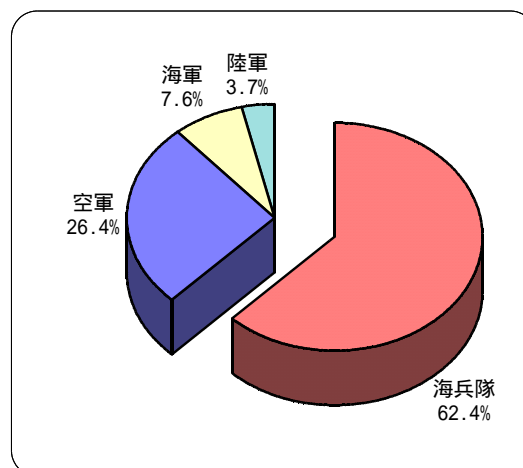
軍人数については、平成14年9月末現在。また、軍属及び家族数は含まれない。

軍人数については、共用、その他の施設毎の区分はしていない。

軍別の施設面積構成比



軍別の軍人構成比



(1) 海兵隊

在沖米海兵隊の基地は施設数、施設面積とも最も大きく、平成14年3月末現在、16施設、17,905.6ヘクタール（全施設面積の75.5パーセント）を占めており、軍人数も在沖米軍の総軍人数の62.4パーセントが海兵隊員となっている。

現在、沖縄には、「在日米海兵隊基地司令部」がキャンプ瑞慶覧に置かれている。その指揮管理の下に「第3海兵機動展開部隊司令部」がキャンプ・コートニーに置かれ、その下部機関として、地上部隊を形成する「第3海兵師団」が同じくキャンプ・コートニーに、また、これらの実戦部隊の後方支援部隊である「第3海兵役務支援群」が牧港補給地区に、さらに「第31機動展開隊」がキャンプ・ハンセンに、「第1海兵航空団司令部」がキャンプ瑞慶覧に駐留している。

なお、これらの部隊機関に所属する主な部隊として、「第3海兵師団」の下には、6ヵ月交代で駐留する歩兵大隊である「第4海兵連隊（歩兵）」がキャンプ・シュワブに置かれ、実弾射撃訓練を実施しており、「第12海兵連隊（砲兵）」はキャンプ・ハンセンに置かれている。

また、「第1海兵航空団」の下に、実戦部隊である「第36海兵航空群」及び後方支援部隊である「第18海兵航空管制群」が普天間飛行場に配置されている。

本県の海兵隊基地は、復帰に伴い、それまでの在沖米軍の主力であった陸軍に代わり暫時強化され、昭和50年7月に、在沖米軍を代表する「在日米軍四軍調整官」が陸軍司令官から海兵隊司令官に代わった。

また、昭和50年6月に、「キャンプ瑞慶覧」の施設管理権が陸軍から海兵隊に移管されたほか、昭和51年4月には第1海兵航空団司令部中隊が山口県岩国基地から「キャンプ瑞慶覧」へ移駐し、さらに、昭和54年には同岩国基地に駐留していた第17海兵航空団支援群が「キャンプ瑞慶覧」に移駐した。

その他、昭和52年6月に「辺野古弾薬庫」が陸軍から、昭和53年9月に「牧港補給地区」が陸軍から、平成元年8月に「伊江島補助飛行場」が空軍から海兵隊にそれぞれ移管された。

(2) 空 軍

在沖米空軍の基地は、7施設、2,143.3ヘクタールで、全施設面積の9.0パーセントを占めている。これに対し、軍人数は全兵力の26.4パーセントと、約4分の1を占めており、海兵隊と並び在沖米軍の主力となっている。

空軍は、横田飛行場に司令部を置く「第5空軍」の指揮監理の下に、「第18航空団」が嘉手納飛行場に配置され、その管轄下に「第18運用群」、「第18整備群」、「第18任務支援群」、「第18医療群」、「第18施設群」が置かれている。

また、関連部隊として、「第353特殊作戦群」、「第390情報中隊」、「第82偵察中隊」、「第733空輸機動支援中隊」が配置されている。

空軍の施設には、「嘉手納飛行場」の他に、「八重岳通信所」及び「瀬名波通信施設」の通信施設や、「鳥島射爆撃場」、「出砂島射爆撃場」、「久米島射爆撃場」の演習場、保養施設である「奥間レスト・センター」がある。

(3) 海 軍

在沖米海軍の基地は、6施設、318.0ヘクタール（全施設面積の1.3パーセント）で、軍人数は全兵力の7.6パーセントとなっている。現在、「在沖米海軍艦隊活動司令部嘉手納海軍航空施設隊」が嘉手納飛行場に配置されている。

海軍の施設としては、「楚辺通信所」及び「泡瀬通信施設」の通信施設や、「黄尾嶼射爆撃場」、「赤尾嶼射爆撃場」、「沖大東島射爆撃場」の演習場のほか、港湾施設の「天願棧橋」がある。

なお、「慶佐次通信所」は、平成7年4月に海軍から陸軍へと移管された。

(4) 陸 軍

在沖米陸軍の基地は、5施設、380.8ヘクタール（全施設面積の1.6パーセント）で、軍人数は全兵力の3.7パーセントとなっている。現在、陸軍は、トリイ通信施設に司令部として「第10地域支援群」が配置されており、その他に、「第1特殊部隊群（空挺）第1大隊」がトリイ通信施設に、「第58通信大隊」がキャンプ瑞慶覧に、「第835輸送大隊」が那覇港湾施設に置かれている。

陸軍は、沖縄の占領当初から復帰時まで一貫して軍政を担当し、復帰時には46施設を有し、全施設数の52.9パーセントを占めるなど、在沖米軍の中核となっていたが、基地の再編により、現在では施設数は最も少なく、面積についても3番目の大きさで、小規模なものになっている。

なお、「キャンプ瑞慶覧」は昭和50年6月に、「牧港補給地区」は昭和53年9月に海兵隊へそれぞれ移管された。

陸軍には「トリイ通信施設」のほかに、「那覇港湾施設」、「陸軍貯油施設」及び平成7年4月に

海軍から移管された「慶佐次通信所」がある。（「工兵隊事務所」は平成14年9月30日全面返還。）

(5) 共用施設

2つ以上の軍が共同で管理している共用施設は、3施設、2,955.7ヘクタールであり、「嘉手納弾薬庫地区」が海兵隊と空軍の、「キャンプ・シールズ」が空軍と海軍の、「ホワイト・ビーチ地区」が海軍と陸軍の共用施設となっている。

米軍基地の軍別状況（平成14年3月31日現在）

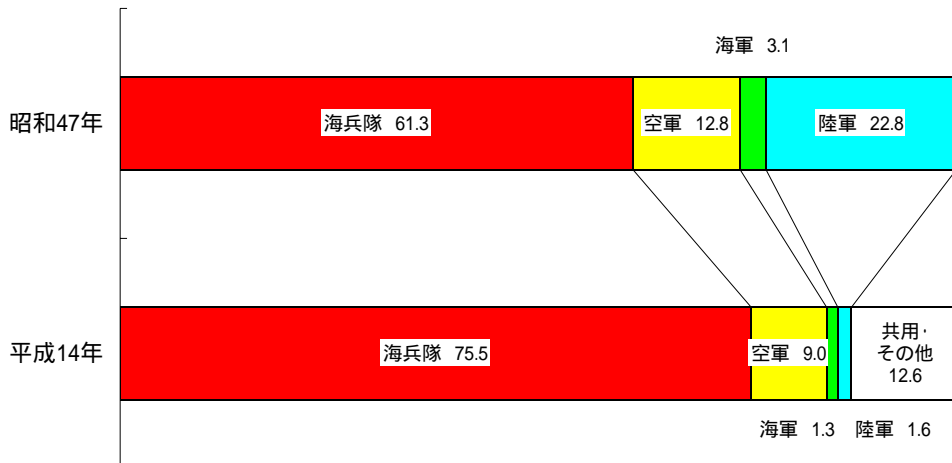
単位：ha、%

区 分	昭和47年5月15日		平成14年		施 設 名
	施設数	面 積	施設数	面 積	
海 兵 隊	16 (18.4)	17,568.2 (61.3)	16 (42.1)	17,905.6 (75.5)	北部訓練場、伊江島補助飛行場、キャンプ・シュワブ、辺野古弾薬庫、キャンプ・ハンセン、ギンバル訓練場、金武レッド・ビーチ訓練場、金武ブルー・ビーチ訓練場、読谷補助飛行場、キャンプ・コートニー、キャンプ・マクトリアス、キャンプ桑江、キャンプ瑞慶覧、普天間飛行場、牧港補給地区、津堅島訓練場
空 軍	14 (16.1)	3,661.2 (12.8)	7 (18.4)	2,143.3 (9.0)	奥間レスト・センター、八重岳通信所、瀬名波通信施設、嘉手納飛行場、鳥島射爆撃場、出砂島射爆撃場、久米島射爆撃場
海 軍	11 (12.6)	901.4 (3.1)	6 (15.8)	318.0 (1.3)	楚辺通信所、天願棧橋、泡瀬通信施設、黄尾嶼射爆撃場、赤尾嶼射爆撃場、沖大東島射爆撃場
陸 軍	46 (52.9)	6,530.0 (22.8)	5 (13.2)	380.8 (1.6)	慶佐次通信所、トリイ通信施設、工兵隊事務所、那覇港湾施設、陸軍貯油施設
共 用			3 (7.9)	2,955.7 (12.5)	嘉手納弾薬庫地区（海兵隊・空軍）、キャンプ・シールズ（空軍・海軍）、ホワイト・ビーチ地区（海軍・陸軍）
そ の 他			1 (2.6)	25.4 (0.1)	浮原島訓練場（自衛隊施設の一時使用）
合 計	87 (100.0)	28,660.8 (100.0)	38 (100.0)	23,728.8 (100.0)	

「昭和47年」の数値については、沖縄の米軍基地関係資料（昭和47年11月）による。

陸軍管理の「工兵隊事務所」は、平成14年9月30日に全面返還された。

軍別状況の復帰時との比較表（面積の割合）



3 自衛隊基地の概要

(1) 概況

自衛隊の沖縄配備は、昭和46年6月、日米安全保障協議委員会において承認された「沖縄の直接防衛責任の日本国による引き受けに関する取り決め（久保・カーティス協定）」により行われた。

その後、昭和53年11月の「日米防衛協力のための指針」、及び平成2年12月の「中期防衛力整備計画」に基づき、装備の整備、兵力の増加等が漸次進められた。

平成14年3月末現在の本県の自衛隊施設数は、35施設（建物のみの8施設を含む）、6,371千㎡であり、県土に占める割合は0.3%となっている。また、全国の自衛隊基地面積に占める割合は0.6%である。県土に占める割合は、復帰当時の3施設、1,661千㎡(0.07%)に比べると大幅な増加となっている。

なお、平成9年9月24日に発表された新たな「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」のなかで、日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合、自衛隊及び米軍が運用面において日米協力を行うことに加え、日本は必要に応じて米軍による自衛隊施設及び民間空港・港湾の一時的使用を確保することが明文化されている。

(2) 地区別分布状況

本県の自衛隊基地を地区別にみると表3のとおりで、その面積の約7割は南部地区に所在しており、次いで北部地区、中部地区、宮古地区となっている。なお、八重山地区には自衛隊基地は置かれていない。

南部地区に集中しているのは、「陸上自衛隊第1混成団」及び「航空自衛隊南西航空混成団」の本部が駐屯し、また、それに所属する各部隊が配置されているためである。とくに、那覇市においては、全施設面積の53.8パーセントを占めている。このほか知念村、糸満市及び佐敷町等に、防空警戒管制のための通信施設や地对空誘導弾（パトリオット）発射施設等がある。

北部地区は、昭和63年以前には、地对空誘導弾（ナイキ）発射施設であった航空自衛隊那覇基地恩納高射教育訓練場の1施設、269千㎡のみであったが、海上自衛隊の航空対潜水艦作戦センター（ASWOC）の受信所が国頭村に設置され、本部町の送信所予定地が追加されたことにより、施設は3施設、915千㎡へと増加した。

中部地区には、勝連町に海上自衛隊の営舎（海上自衛隊沖縄基地隊）、具志川市に通信所（海上自衛隊沖縄基地隊具志川送信所）があり、また、陸上自衛隊の訓練場（ホーク・ミサイル発射施設等）が沖縄市及び勝連町にある。さらに、勝連町には米軍も一時使用できる浮原島訓練場がある。

なお、宮古地区には、平良市と上野村にまたがる航空自衛隊の通信施設（航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地）と、隊員及びその家族用の宿舎がある。

(3) 用途別使用状況

自衛隊基地の用途別使用状況は表4のとおりであり、浮原島訓練場やミサイル発射施設等の「訓練場」施設が9施設（全体の33.3%）、2,427千㎡（38.1%）となっている。

次に、各隊の本部や後方支援施設等の総合施設である「営舎」施設が3施設（11.1%）、470千㎡（7.4%）となっている。

「通信施設」は、昭和63年以前は施設数が4施設、697千㎡であったが、海上自衛隊の対潜水艦作戦センター（ASWOC）の受信所、送信所が追加配置されたことにより、6施設（22.2%）、1,291千㎡（20.3%）となっている。

隊員及びその家族用としての「宿舎」施設が7施設（全体の25.9%）、111千㎡（1.7%）となっている。

また、「飛行場」施設は「航空自衛隊那覇基地」の1施設(3.7%)、2,074千㎡(32.6%)であり、「事務所」施設が1施設(3.7%)となっている。

表1 自衛隊基地面積の推移

単位：千㎡

	昭和47年5月15日		昭和52年3月31日		昭和57年3月31日		昭和62年3月31日		平成4年3月31日		平成9年3月31日	
	面積	施設数	面積	施設数	面積	施設数	面積	施設数	面積	施設数	面積	施設数
陸上自衛隊	291	1	907	9	1,233	10	2,290	11	2,428	13	2,282	13
航空自衛隊	1,301	1	2,251	10	2,305	10	3,218	10	3,269	10	3,340	10
海上自衛隊	69	1	206	2	242	2	259	2	870	4	867	4
計	1,661 (100)	3 (100)	3,365 (203)	21 (700)	3,780 (228)	22 (733)	5,767 (347)	23 (767)	6,565 (395)	27 (900)	6,488 (391)	27 (900)

	昭和14年3月31日	
	面積	施設数
陸上自衛隊	2,251	13
航空自衛隊	3,254	10
海上自衛隊	868	4
計	6,371 (384)	27 (900)

()内の数は、昭和47年5月15日の基地面積及び施設数をそれぞれ100とした場合の比較数である。建物のみの8施設は除く。

表2 基地面積の比較

平成14年3月31日、単位：千㎡

	全 国	沖 縄	本 土
米 軍 基 地	1,010,818 (100.0)	237,288 (23.5)	773,530 (76.5)
自 衛 隊 基 地	1,080,243 (100.0)	6,371 (0.6)	1,073,872 (99.4)
計	1,396,837 (100.0)	243,402 (17.4)	1,153,435 (82.6)

合計は、米軍の一時使用施設のうち自衛隊との共同使用を除く。

表3 自衛隊基地面積の地区別面積

平成14年3月31日

	件 数		面 積 (千㎡)	
		構成比 (%)		構成比 (%)
全 県	27	100.0	6,371	100.0
北部地区	3	11.1	915	14.4
中部地区	5	18.5	824	12.9
南部地区	16	59.3	4,493	70.5
(本 島)	(21)	(77.8)	(5,756)	(90.3)
宮古地区	3	11.1	138	2.2
八重山地区	-	-	-	-

建物のみの8施設は除く。

表4 用途別自衛隊施設・面積

平成14年3月31日

	施設数 (%)	面積 (千㎡)	施設名
訓練場	9 (33.3%)	2,427 (38.1%)	陸上自衛隊那覇駐屯地南与座分屯地 陸上自衛隊那覇駐屯地知念高射教育訓練場 陸上自衛隊那覇駐屯地白川高射教育訓練場 陸上自衛隊那覇駐屯地勝連高射教育訓練場 陸上自衛隊那覇駐屯地浮原島訓練場 陸上自衛隊那覇訓練場 航空自衛隊那覇基地那覇高射教育訓練場 航空自衛隊那覇基地知念高射教育訓練場 航空自衛隊那覇基地恩納高射教育訓練場
営舎	3 (11.1%)	470 (7.4%)	陸上自衛隊那覇駐屯地 陸上自衛隊那覇駐屯地与座分屯地 海上自衛隊沖繩基地隊
通信施設	6 (22.2%)	1,291 (20.3%)	海上自衛隊沖繩基地隊具志川送信所 海上自衛隊本部送信所 海上自衛隊国頭受信所 航空自衛隊那覇基地与座分屯基地 航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地 航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地
宿舎	7 (25.9%)	111 (1.7%)	陸上自衛隊那覇駐屯地鏡水宿舎 陸上自衛隊那覇駐屯地那覇宿舎 陸上自衛隊那覇駐屯地賀数宿舎 陸上自衛隊那覇駐屯地阿波根宿舎 航空自衛隊那覇基地久米島分屯基地仲泊宿舎 航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地野原宿舎 航空自衛隊那覇基地宮古島分屯基地新里宿舎
飛行場	1 (3.7%)	2,074 (32.6%)	航空自衛隊那覇基地
事務所	1 (3.7%)	0 (0.0%)	沖縄地方連絡部
合計	27 (100.0%)	6,371 (100.0%)	

建物のみの8施設は除く。

「0」は、表示単位に満たないものである。また、合計の欄は、四捨五入の関係で符合しないことがある。